

医療保険制度が変わります

老人保健制度が変わります

これまでの老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、「老人保健制度」で医療を受けている方（75歳以上または一定の障害を有する65歳以上の方）は、平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

これは、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代的負担を明確化し、75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、高齢化社会に対応する公平でわかりやすい制度とするために創設されるものです。

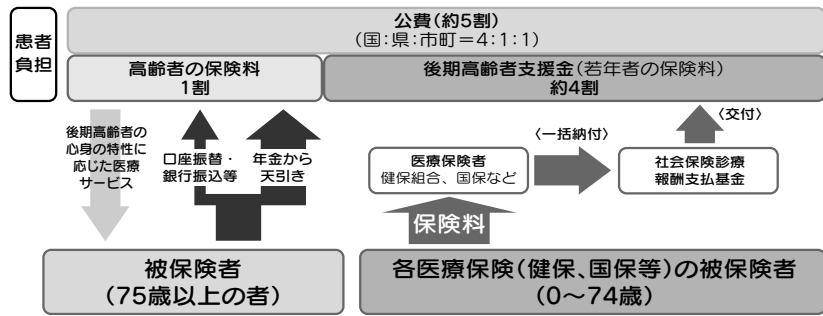
新しい制度の運営は、静岡県内全市町で設立した静岡県後期高齢者医療広域連合が行

医療制度改革に伴う国民健康保険の具体的内容については、詳細が決まり次第お知らせします。

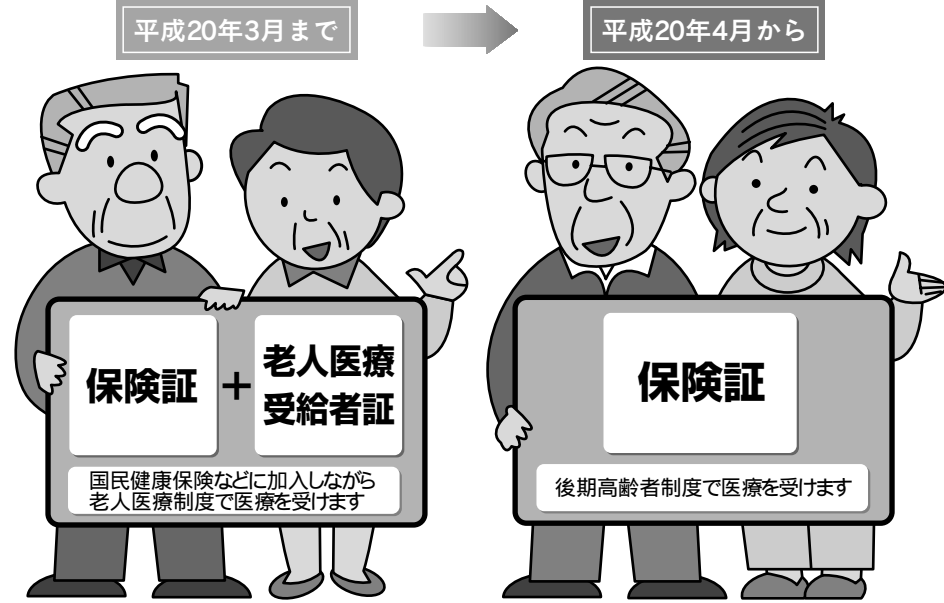
て、国、県、市町からの公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者の納める保険料（約1割）で賄うこととなります。

広域連合の役割	下田市の役割
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格の認定、管理 被保険者証、資格証明書等の交付決定 保険料率の決定 保険料の賦課、減免等の決定 保険給付の支給、不支給の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収、減免申請の受付 被保険者資格に関する申請・届出の受付 被保険者証、資格証明書の引き渡し 医療給付（高額療養費など）に関する申請・届出の受付

後期高齢者医療制度費用負担の仕組み



後期高齢者医療制度がスタート



後期高齢者医療制度

Q & A

Q どんな人が対象ですか？

A 現在、老人医療受給者証をお持ちの方と来年3月31日までに75歳になる方（生活保護対象者を除く）は、新しい制度の対象になります。来年4月1日以降に75歳になる方は、その誕生日から対象になります。

また、65歳以上で一定の障害をお持ちの方は、申請によりこの新しい制度の適用を受けることができます。

なお、一定の障害により老人医療受給者証をお持ちの75歳未満の方については、この制度の適用を受けないこともできます。

Q 今までの各種健康保険証は使えなくなりますか？

A 老人医療受給者証は、国民健康保険や社会保険などの被用者保険等の上乗せとしてお使いいただいています。来年4月からは、これらすべて後期高齢者医療制度に一本化されます。入院時の標準負担額限度額認定や特定疾病など

がなければ、病院などでは1枚の被保険者証で済みます。

このため、この制度に該当する方は、老人医療受給者証だけでなく、今まで加入していた各種の健康保険の被保険者証を返却していただき、後期高齢者医療被保険者証に切り替えていただきます。

なお、新しい被保険者証は来年3月にお届けします。手続きは特に必要ありません。

Q 病院などで診療を受けるときはどうなりますか？

A 被保険者証は1枚になりますので、窓口での確認はこれまでより簡単になります。

また、病院などの窓口で支払う金額も、これまでの老人医療と変わりません。原則として自己負担1割、現役並み所得者は自己負担3割です。

Q 医療費が高額になった場合はどうなりますか？

A 1か月間の医療費の支払いが、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されるなど、現行の老人保健制度と同様の医療給付を受けることができます。

Q 保険料はどうなりますか？

A 後期高齢者医療制度では、該当する方全員に保険料を納めていただくこととなります。

保険料額は、所得に応じて計算される所得割額と、全員同額となる均等割額の合算額になります。また、所得の状況に応じた均等割額の軽減措置（7割・5割・2割）があります。被用者保険の被扶養者から移行した方は、所得割額を2年間賦課せず、均等割額は5割軽減されます。

Q 保険料はどのように納めるのですか？

A 保険料は年金から天引き（特別徴収）されるか、納付書で納めて（普通徴収）いただきます。

特別徴収は年額18万円以上の年金を受け取っている方が対象で、保険料の天引きは平成20年4月から始まります。なお、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方は、納付書で納めていただきます。その納期については、今後決定します。

前期高齢者（65歳から74歳）の医療制度が変わります

自己負担割合が変わります

平成20年4月1日から、70歳以上75歳未満の自己負担割合は1割から2割に引き上げられます。なお、現役並み所得者の自己負担割合はこれまでどおり3割です。また、65歳以上70歳未満の方についてもこれまで同様3割です。

保険料の納付方法が特別徴収に変わります

平成20年4月1日から、65歳以上の年金受給者だけの世

40歳から74歳の特定健診・特定保健指導が実施されます

平成20年4月からは、特にメタボリックシンドロームの発見と予防にターゲットを絞って、特定健診・特定保健指導が実施されます。

この健診・保健指導は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行います。また、後期高齢者医療制度の適用を受ける方は静岡県後期高齢者医療広域連合が行う予定です。

ポイント

対象者は40歳から74歳の方です。

実施するのは、国民健康保険や健康保険組合などの各保険者です。

検診結果に基づき、生活習慣病改善を支援します。

下田市国民健康保険に加入されている方の健診・保健指導は下田市が行います。詳細は決まり次第お知らせします。